

令和 8 年度射水市障がい者総合支援協議会 議事録

日 時 令和 8 年 7 月 1 5 日 (水)

午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 1 0 分

場 所 射水市役所本庁舎 3 階 会議室 3 0 2・3 0 3

出席者 委員 1 6 名、事務局 1 6 名

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 委嘱状交付
※委嘱状は机上配布
- 4 議題

- (1) 令和 7 年度地域活動支援センター及び相談支援事業実績報告 資料 1
 - (2) 令和 7 年度障がい者総合支援協議会 専門部会報告 資料 2
 - (3) 令和 8 年度地域活動支援センター及び相談支援事業計画 資料 3
 - (4) 令和 7 年度障がい者基幹相談支援センター事業実績報告 資料 4
 - (5) 令和 8 年度障がい者基幹相談支援センター事業計画 資料 5
 - (6) 第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画進捗状況 資料 6
- (資料 1 から資料 6 までを一括説明)

《質疑応答》

委 員 : 地域生活の支援体制づくりという言葉が説明の中にあったと思うが、今一番何が足らなくて、この協議会の委員に何を訴えたいのかが全く分からない。もっと分かりやすく、ピンポイントで伝えた方がいいのではないか。

また、ICT 化によって各事業所でも色々と環境が変わってきていると思うが、各事業所でどの程度活用されているのか教えていただきたい。「つなぐっと(重層的支援体制整備事業)」などと一体化したグループ LINE 等についても、活発に広がってきている一方、費用については、障害福祉サービス事業所の経営が厳しいことから、スタッフ個人の携帯を活用してグループ LINE をやっているという話を聞く。まずはそういったところから支援をお願いできないか。

委 員 : 「地域家族会いみず野」では、長年、精神障がい者を支えてきた経験がある。個人情報との関係もあり、新規会員を勧誘することは難しいが、行政と協力しながら支援できないか考えていきたい。

事務局：ICT化については次期計画策定にあたり、障がい福祉サービス事業所へアンケートを行う予定としている。そのアンケートの中で、事業所の実態を確認、整理した上で、次の計画に反映させていければと思っている。

「地域家族会みず野」についてはこれまでも行政と連携しながら行事等の周知やPRを行ってきた。今後も、どのような形の連携ができるか改めて相談させていただく。

会長：精神障がいには多くの種類があり、それぞれ対策の立て方も全部違うため、「一概にこれをやればいい」という話でもないので、ぜひ個別の配慮をお願いしたい。

委員：資料6の「福祉施設入所者の地域生活への移行」について、知的障がいの方にとってはグループホームを必要としているのではないかと思う。本人の居場所確保のためにグループホームの建設や高齢者施設との関わりなど色々な方に対応できるような施策をお願いしたい。

会長：障害者基本法と介護保険法では「成り立ち」や「施設のつくり、対応」が異なっている。高齢者になったからといって一概に障害から介護に移行できるというものではない。元々基盤の違うもの同士で譲れるところは譲っていくというのは大事だが、かなり難しいことだと思う。

また、障がい者の中でも重度の方はグループホームでも対応できないと判断されるケースがたくさんある。数値目標はあるが、ぜひ個別の対応で考えていただきたい。

事務局：障害者グループホームの必要性については、毎年「市長と語る会」の要望の中でも上げられており、必要性については理解している。次期計画の中でもグループホームの必要性についてしっかりと検討したい。

委員：「地域生活の支援体制づくり」というのは、グループホームや入所施設以外の選択肢を探らなくてはいけないと思っている。

全国的には居住支援や訪問系のサービスを充実させ、自宅で生活している重度の障がい者が一定数おられるので、まずは射水市の考えが決まってからではないかと思う。

教育委員会との話し合いでインクルーシブと言われることが増

えた。昔はなかったが、そのように方針を変えていくことはできないか。

また、この協議会は、平成 16 年から同じ組織体系図となっているので、この体系図や地域生活の支援体制等をもっと新しい方向に見直すことはできないか。他県の状況等も調べていただきたい。

事務局： 障害福祉制度については、制度改正等々時代の趨勢によって見直していく必要があると思っている。

本市の「地域生活の支援体制づくり」ということで、生活介護等、在宅サービス等の各種サービスの充実、そして、緊急時の相談や短期入所、預かりといった支援体制を完備するような事業について、制度としてはあるものの、機能していない部分もあるので、次期計画策定の中で見直しを図っていく必要があると思っている。

また、この協議会の組織のあり方について、地域活動支援センターや各種専門部会で構成されているが、見直しの必要な箇所については、また皆様と相談しながら、機能を充実させていきたい。

(7) 第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画の策定について 資料 7

《質疑応答》

委員： 障害児・者の福祉ニーズの把握についてお願いがある。障がい者の入所施設においては入所者が溢れていて、人材不足で大変だと聞いている。

一方、介護（高齢者）は、国土交通省所管の「サービス付き高齢者向け住宅」もできているので、それほど入所を待たなくていい状況にあると聞いている。

「ふらっと」は、「富山型デイサービス」で、同一施設で子どもからお年寄りまで受け入れている。

（福祉ニーズ把握のための）アンケート先に介護事業所を含め、「障がいのある人たちを受け入れできないか」ということを聞くことはできないか。

事務局： 今後、介護保険課とも協議をした上で、どのような形でアンケートがとれるかどうか検討させていただきたい。

委員： 資料 7－1 の「障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」で、⑦【新規】「人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置」とあるが、これは県の方

で設置されるということか。

事務局： お見込みのとおりである。福祉人材対策については、基本的に県が主体となっているが、本市としても進めていく姿勢で計画を策定する。

委員： 射水市では人材確保のための独自の制度を設けているが、知的障がい者施設では、生活支援員に「必ずしも資格が必要でない」ことから、現行制度では恩恵が受けられていない。

例えば、資格の有無にかかわらず社会福祉法人に就職した方に奨励金を出すといったこともご検討いただきたい。

副会長： 富山福祉短期大学社会福祉学科では、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士を目指すことができる。人材確保に力を入れていきたい。

5 その他

※第2回開催日のお知らせ

6 菅原部長あいさつ

7 閉会